



平成27年5月21日

各位

会社名 松井建設株式会社
代表者名 取締役社長 松井 隆弘
(コード番号: 1810 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員
管理本部長 大井川 清
(電話 03-3553-1151)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第86期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 公告方法の変更

インターネットの普及を考慮して現行定款第5条(公告方法)を変更し、当社の公告方法を電子公告とするものであります。ただし、事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行うものとします。公告掲載場所は、当社ホームページとします。

URL <http://www.matsui-ken.co.jp/investor/koukoku/index.html>

(2) 自己の株式の取得

機動的な資本政策を遂行できるよう、会社法第165条第2項の規定により、定款の定めに基づき取締役会決議による自己の株式の取得を可能とするため、定款第7条に自己の株式の取得に係る規定を新設するものであります。

(3) その他

上記第7条(自己の株式の取得)の新設に伴い、条数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載する。
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(新設)	<u>(自己の株式の取得)</u>
第7条 ~ 第46条 (条文省略)	第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
	第8条 ~ 第47条 (現行どおり)

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会決議日	平成27年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日(金曜日)

以上